

広島県公営企業管理規程第一号

広島県上下水道部財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県上下水道部財務規程の一部を改正する規程

広島県上下水道部財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入札保証金及び契約保証金） 第一百八条 令第二十一条の十四の規程による 入札保証金及び契約保証金の率は、次の各号 に定めるとおりとする。</p>	<p>（入札保証金及び契約保証金） 第一百八条 令第二十一条の十五の規程による 入札保証金及び契約保証金の率は、次の各号 に定めるとおりとする。</p>

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。